

会社・法人登記の取扱庁について

熊本県内の会社・法人に関する登記事務は、すべて熊本地方法務局法人登記部門で取り扱っています。

☆ 事務の取扱いは、次の表のとおりです。

会社・法人登記事務の内容	支局	法人登記部門
会社・法人登記の申請手続	×	○
会社・法人の登記の登記事項証明書の発行	○	○
会社・法人の印鑑証明書の発行	○	○
会社・法人の登記事項要約書の発行	×	○
会社・法人の紙の登記簿の閲覧及び謄本等の発行	×	○
会社・法人の印鑑の届出（改印を含む）	○注1	○
会社・法人の印鑑カードの発行・再発行・廃止	○	○
会社・法人の電子署名の届出	○	○
会社・法人の登記手続の御質問・手続案内	△注2	○



注1 支局での取扱いは、会社・法人の登記申請と同時にする届出を除きます。

注2 支局における会社・法人の登記手続に関するご質問・手続のご案内は、本局と各支局に設置しているインターネットを利用したWebカメラを利用して、本局法人登記部門の手続案内担当者がお受けいたします（要事前予約）。



詳しくは、下記へお問い合わせください。

● 熊本地方法務局法人登記部門

TEL 096-364-2145

熊本市中央区大江3丁目1-53

熊本第2合同庁舎



1 会社・法人登記の申請手続

会社・法人の登記申請手続（設立登記、役員変更登記等）は、本局法人登記部門でのみ取り扱い、支局ではお取り扱いできません。

2 会社・法人の登記の登記事項証明書の発行

会社・法人の登記事項証明書は、コンピュータ化された登記簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面で、本局登記部門及び支局で取得できます。

3 会社・法人の印鑑証明書の発行

会社・法人の印鑑証明書は、本局登記部門及び支局で取得できます。

4 会社・法人の登記事項要約書の発行

会社・法人登記事務がコンピュータ化されたことに伴い、登記簿の登記情報はすべてコンピュータ内部に蓄積され、登記簿の原本を直接閲覧することはできません。そこで、閲覧に代わる制度として、登記簿の登記情報に記録されている事項を記載した登記事項要約書を発行することになりましたが、登記事項要約書は、閲覧に代わる制度ですので、管轄登記所である本局法人登記部門以外の登記所（支局）では発行できません。

5 会社・法人の紙の登記簿の閲覧及び謄本等の発行

会社・法人の紙の登記簿は、本局法人登記部門で保管していますので、紙の登記簿の閲覧及び謄本等は、本局法人登記部門でのみ取り扱います。

6 会社・法人の印鑑の届出（改印）

会社・法人の印鑑（改印）届及び印鑑廃止届は、登記申請と同時にする届出を除き、本局法人登記部門のほか、支局でも取り扱います。

7 会社・法人の印鑑カードの発行（再発行）

①印鑑カードの交付請求の受付とその処理、②印鑑カードの廃止届の受付とその処理、③印鑑カードの再発行の受付とその処理は、本局法人登記部門のほか、支局でも取り扱います。

8 会社・法人の電子証明書の発行の請求等

会社・法人の①電子証明書の発行の請求、②電子証明書の使用廃止の届出、③電子証明書の再発行の届出等は、本局法人登記部門のほか、支局でも取り扱うことができますので、詳しくはお問い合わせください。

9 会社・法人の登記手続のご質問・手続のご案内

会社・法人の登記手続に関するご質問・手続のご案内は、予約制で行っております。支局における会社・法人の登記手続に関するご質問・手続のご案内は、本局と各支局に設置しているインターネットを利用したWebカメラを利用して、本局法人登記部門の手続案内担当者がお受けいたします（要事前予約）。

※ 支局におけるWebカメラを利用したご案内については、「登記手続のご案内」の「webカメラを利用した商業・法人登記に関する登記手続案内について」をご覧ください。